

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 13 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル
（就労継続支援 A 型事業所版）の周知について

障害保健福祉行政の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度の地域別最低賃金につきましては、令和 7 年 10 月 1 日から順次発効されております。厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金・補助金等の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

就労継続支援 A 型事業所（以下「A 型事業所」という。）の利用者については、雇用契約に基づく就労の機会を提供するサービスであることから、労働基準法等労働関連法規の適用を受け、改定額以上の賃金を支払う義務が履行される労働者に該当することを踏まえ、今般、中小企業庁・厚生労働省より公表している支援策マニュアルから、A 型事業所の利用者の賃上げにおいて活用可能な支援策を抜粋したマニュアル（以下「本マニュアル」という。）を作成いたしました。

貴自治体におかれましては、本マニュアルについて、管内の A 型事業所を運営する法人等への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、A 型事業所は雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して支援を行うものであり、利用者の賃金は生産活動により生じた収入から払う必要がありますが、本マニュアルで紹介する各種助成金については、最低賃金・賃金の引き上げを目的とした助成金等であることから、A 型事業所の利用者の賃上げにかかるものとして支給された当該助成金については、就労支援事業における生産活動に関する会計（生産活動会計）の収入に計上していただくことが可能です。なお、地方公共団体において最低賃金・賃金の引き上げを目的とした助成金等を実施している場合は、当該助成金等についても同様の取り扱いとすることが可能であることを申し添えます。

なお、各種助成金の内容については本マニュアル内に記載されている「お問合せ先」まで、その他の内容につきましては下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 就労支援係

T E L : 03-5253-1111（内線：3389、3044）

E-mail : syuou@mhllw.go.jp